

調布市立小学校における児童用タブレット端末等導入に係る製品等の  
選定プロポーザル実施要領

令和2年4月30日

調布市教育部指導室

## 1 業務概要

### (1) 件名

調布市立小学校における児童用タブレット端末等導入に係る製品等の選定

### (2) 業務目的

令和2年度以降に全面実施となる新学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つとして情報活用能力が重要視されている。

また、文部科学省が示す「GIGAスクール構想」では、「1人1台端末」の環境の整備が推進されている。

調布市では、新学習指導要領及びGIGAスクール構想の理念に基づき、主体的・対話的で深い学びを実現し、一斉学習、個別学習、協働学習を通じた児童の情報活用能力の育成に必要なICT環境を整備するため、児童用のタブレット端末等の整備を行う。

### (3) 業務内容

#### ア 児童用タブレット端末の選定

「調布市立小学校タブレット端末及び関連機器導入仕様書」の内容において調布市教育委員会にとって最適なネットワーク構成と児童用タブレット端末（学習支援ソフト等を含む）を提案したうえで、必要となる製品の選定を行うものとする。

※当市は、本件で選定した内容に基づいて、別途競争入札により機器のリース契約を締結する。ただし、システム又はネットワーク構築等が必要な場合の設計及び機器等の設定作業は、本件の製品提案を行った事業者が担うこととし、システム又はネットワーク構築に係る費用はリース契約に含むこととする。

#### イ 機器の納入及び設置・設定

選定された機器（ハードウェア及びソフトウェア）を正常に稼働する状態で納入及び設置すること。（システム動作確認及び既存システムとの調整等の各種作業を含む。）なお、調達物品の設置及び接続に伴って必然的に必要となる物品（接続品、磁気媒体等）並びに作業について提供すること。

#### ウ 運用支援業務

本件において選定された機器，ソフトウェア製品の運用に必要な通常対応及び障害・異常時の対応等について支援を行うことに伴う運用支援（保守を含む。）また，教員に対して，機器，ソフトウェア製品の使用方法，授業への活用方法について研修を実施すること。

#### エ 保守業務

本件において選定された製品を，常時正常に稼働させるため保守業務を行うこと。

※「調布市立小学校タブレット端末及び関連機器導入仕様書」については，調布市の教育用情報ネットワークに関する詳細な情報が含まれているため，ホームページには公表していない。提供を希望する場合は事務局担当まで問い合わせること。

#### (4) 業務期間

ア 製品のリース契約（システム，ネットワーク構築及び設定費用を含む。）

令和2年9月1日から令和7年8月31日まで

ウ 運用支援委託（保守を含む。）

令和2年9月1日から令和7年8月31日まで。年度ごとの単年度契約とする。

※令和3年度以降については調布市議会で予算承認を得ることを要件とする。

#### (5) 予算（予算科目）

令和2年度見積上限額：48,399,120円（税込）

ア リース契約（設定作業を含む）

（上限：41,786,360円）（9/1～3/31）

【款】50教育費 【項】10小学校費 【目】10教育振興費

【大】10パソコン教室運営費

【中】15機器借上料

【小】05パソコン借上料

【節】 13使用料及び賃借料

イ 運用支援委託（保守を含む。）

（上限：6,612,760円）（9/1～3/31）

【款】 50教育費 【項】 10小学校費 【目】 10教育振興費

【大】 10パソコン教室運営費

【中】 10保守点検委託料

【小】 05パソコン機器運用支援委託料

【節】 12委託料

※提出書類「経費見積書」に記載する製品費用等の見積上限額は下記のとおりとし、上記ア及びイの5箇年の合計金額とする。

5箇年の見積上限額：414,849,600円（税込）

（各契約の上限額：リース契約：358,168,800円、運用支援委託：56,680,800円）

※各経費の月当たりの費用は60箇月で等分すること。（令和2年度は7箇月分）

## 2 プロポーザル方式採用の理由

令和2年度以降に全面実施となる新学習指導要領では、学習の基礎となる資質・能力の一つとして情報活用能力が重要視されている。

調布市では、新学習指導要領の理念に基づき、主体的・対話的で深い学びを実現し、児童の情報活用能力の育成に必要なICT環境を整備するため、児童用のタブレット端末等の借上を実施する。

このことから、導入に当たっては、価格のみによることなく、タブレットの操作性・利便性、教員端末との連動性などに即した端末等の導入を図る必要があることから、高度な知識、技術、実績及び企画力を有する事業者を選定するため、本件を実施するものである。

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

#### 4 参加資格

本件に参加することができる事業者は、申込時において次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 当市での競争入札参加資格を有し、営業種目「情報処理業務」に登録があること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市暴力団等排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 調布市と児童・生徒数が同規模以上の自治体において、児童用タブレット端末等導入の業務受託実績を過去5年間で1件以上有すること。
- (8) 品質マネジメントシステム ISO9001および情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001のどちらかの認定を取得しており、更新していること。

#### 5 募集内容

##### (1) 申し込み方法及び期間

本プロポーザルに応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、令和2年5月18日（月）正午までに以下の書類を持参又は郵送（必着）にて教育部指導室（教育会館4階）に提出しなければならない。

なお、本プロポーザル実施要領及び提出書類（指定様式）については、令和2年5月1日（金）から令和2年5月18日（月）正午まで、調布市公式ホームページにおいて掲載する。

※副本は社名が特定できる記載を除くこと

- ア 参加申込書（様式 1） 正本 1 部
- イ 参加資格要件確認書（様式 2） 正本 1 部
- ウ 会社概要調書（様式 3） 正本 1 部・副本 1 6 部

以下の内容が必ず記載されたものであること

- (a) 会社名
- (b) 代表者名
- (c) 資本金
- (d) 事業内容
- (e) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

- エ 上記 4 参加資格 (7) に該当する受託等実績を示す業務実績調書  
（様式 4） 正本 1 部・副本 1 6 部

※直近 5 年間の実績とし、現在受託している案件も件数に入れること。

- オ 暴力団排除に基づく誓約書（様式 5） 1 部

## (2) 参加資格審査及び結果通知

実施要領に基づき、応募事業者の参加資格を審査し、その結果を応募事業者に対し、令和 2 年 5 月 1 9 日（火）に書面及びメールにて通知（発送）する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された事業者は、審査結果について令和 2 年 5 月 2 1 日（木）正午までにメールにて説明を求められることができる。

## (3) 企画提案書等の審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者（以下「参加事業者」という。）は、令和 2 年 5 月 2 7 日（水）正午までに、教育部指導室に以下の書類を持参又は郵送（必着）により提出するものとする。※副本は社名が特定できる記載を除くこと

- ア 企画提案書表紙（様式 6） 正本 1 部・副本 1 6 部

企画書

（様式自由・A 4 縦 2 0 ページ以内左綴じ：表紙、目次は含まない）

下記 (4) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ作成すること。

- イ 製品及び機器要件一覧（様式 7） 正本 1 部・副本 1 6 部

ウ 工程計画表（様式自由） 正本1部・副本16部

システム又はネットワーク構築から学校納入，導入前研修までの一連の業務について記載すること。

学校納入可能日については以下のとおり

平日 午後4時～6時30分

（下校時刻によって開始時刻に若干の前後あり）

土日 各学校数回程度

午前9時～午後5時

（授業日については，時間の制限あり）

※夏季休業中の納入可能日 午前9時から午後5時（日程未定）

エ 経費見積書（様式8） 正本1部・副本16部

経費見積書は見積上限額を超えないものとし，次に掲げる項目のそれぞれの5年間（運用支援委託については，60箇月）の総額を示したもの

(a) 製品のリース契約（設定作業を含む。）

(b) 運用支援委託（保守業務を含む。）

※それぞれの導入費用が分かる内訳書を添付すること。

オ 企画提案書確認書（様式9） 1部

契約締結権限者の印を押印したもの

カ 配置予定者調書（様式10） 正本1部・副本16部

キ 予算書（様式11） 正本1部・副本16部

令和4年度までに1人1台端末導入とした場合の予算書（導入計画）

※令和2年度については国のGIGAスクール構想の補助金（1台当たり最大45,000円）（上限2,000台）の該当部分及びそれ以外の費用がわかるよう記載すること。

※文部科学省の令和2年度補正予算で想定されている，児童生徒数の3分の2に当たる部分の台数を踏まえ，補助金を最大限活用できるように導入計画を作成すること。

※地方財政措置分（児童生徒数の3分の1に当たる部分）については，令和4年度までの整備を想定し作成すること。

※本プロポーザルは令和2年度の1,000台分の整備についてのものであり，決定事業者における本プロポーザル以降の整備を担保するものではないことに注意すること。

※令和3年度以降については調布市議会で予算承認を得ることを要件とする。

※調布市の児童生徒数は下表のとおりとする。

【参考】調布市児童生徒数（基準日：令和2年4月7日現在）

#### 小学校

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
通常級	1,912	1,860	1,849	1,779	1,839	1,845	11,084
特別支援学級	13	13	20	25	21	21	113
合計	1,925	1,873	1,869	1,804	1,860	1,866	11,197

#### 中学校

	1年生	2年生	3年生	合計
通常級	1,485	1,341	1,312	4,138
特別支援学級	22	28	28	78
合計	1,507	1,369	1,340	4,216

#### (4) 企画提案書作成上の留意点

ア 事業実施の目的を踏まえ要点をわかりやすく簡潔に記載すること。

イ 本業務に関する製品構成及び提案事項を明らかにしながら，以下の点について記載すること。

(ア) 調布市の既存のICT環境及び国等の動向を踏まえた提案コンセプト

(イ) タブレット端末及び関連機器等の仕様，機能について

(ウ) 学習支援ソフトについて

- ・ソフトの概要及び活用方法について

- ・特別支援学級及び通級指導教室に通う特別な配慮が必要な児童に対する活用方法について

(エ) 教員機との連動について

配備済の教員用タブレットで作成した教材の児童用タブレットでの活用イメージ及び教員用タブレット及び児童用タブレットを活用した授業イメージ

(オ) プログラミング教材の活用方法（5年間での活用の考え方）

（児童の費用負担（私費）が生じる場合はその旨も記載すること）



(カ) ネットワーク環境（通信回線）について

・円滑な授業進行が可能な通信環境整備（通信速度・安定性）について

・Wi-Fiを使用する場合，既存のWi-Fi環境の拡張についての考え方

・LTE回線を使用する場合は，Wi-Fi環境との併用案について

・LTE回線を使用する場合は，基準容量を超過した場合も使用は継続できるとともに追加費用が生じないよう対策を講じること

(キ) GIGAスクール構想で示されている1台45,000円端末（基本パック）

との機能の違い及び提案内容の必要性について（運用支援を含むすべての必要費用を計上し，1台当たりの単価及びその内訳を記載すること）

(ク) 将来の持ち帰り学習，遠隔授業等の実現方法について

・タブレットを持ち帰っての家庭学習：児童がタブレット端末を持ち帰って家庭学習に活用できるか。

・遠隔授業：外部講師とプロジェクターやタブレットを活用して授業ができるか。

児童の自宅等において，タブレットを活用した授業が実施できるか等。

(ケ) 研修・ヘルプデスク・その他運用支援（学校での授業サポート体制等）等について

(コ) セキュリティへの対応（フィルタリング，ウイルス対策等）について

(カ) 業務実施体制について

ウ 本業務目的を限りなく実現できる内容とすること。

エ 製品の設定作業，保守及び運用支援の実施体制図を記載すること。

また，副本については提案者が特定できるような記載を含まないようにすること。

オ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。

(5) 質疑

参加資格審査及び企画提案に関する質疑のある事業者は以下の期間に質問書（様式12）をメールにて提出すること。

メール送信に当たっては、本件プロポーザルに関する質問である旨とその内容、事業者名及び担当者名を明記すること。回答は応募に必要なと判断される質問のみ行うこととし、以下の回答期日までに随時市のホームページに掲載する。なお、応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。

また、質問が応募に必要なか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問趣旨を確認する。

#### ア 参加資格等に関する質問

(ア) 質問期間 公募開始から令和2年5月11日（月）正午まで

(イ) 回答期日 令和2年5月12日（火）

#### イ 企画提案書の作成及び業務内容、審査に関する質問

(ア) 質問期間 公募開始から令和2年5月18日（月）正午まで

(イ) 回答期日 令和2年5月22日（金）

## 6 審査概要

### (1) 審査委員会の設置

「調布市立小学校における児童用タブレット端末等導入に係る製品等の選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、実施要領及び企画提案書等の審査及び候補者の選定を行う。

### (2) 委員構成

ア 調布市教育部次長	1人
イ 調布市立小学校長	2人
ウ 調布市立小学校教員	2人
エ 調布市教育部指導主事	1人
オ 調布市教育委員会情報教育専門員	1人
カ 調布市行政経営部政策企画課職員	1人

### (3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者か

らのプレゼンテーションを受け，企画提案内容を総合的に評価する。

#### ア 書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者について，企画提案書等による書類審査を行う。

#### イ プレゼンテーション審査

書類審査実施後，事業者に対して，プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは，原則本業務実施時の担当技術者（配置予定者調書（様式10）に記載の要員）が行うこととする。出席人数は5名を上限とする。また，プレゼンテーション審査内で，教員及び児童の目線に立ったタブレット及び学習支援ソフトの操作について，デモンストレーションを実践すること。

#### ウ 評価および評価項目（予定）

各審査における評価項目は下記の内容について審査を行う。また各項目の評価の観点については，別に定める基準に基づき加点方式により行う。

#### (ア) 企画提案書等の審査

- a 新学習指導要領，GIGAスクール構想，調布市のICT環境を踏まえた事業提案
- b 本プロポーザルにおけるタブレット端末導入台数
- c 学習支援ソフトについての利活用の有効性
- d プログラミング教材の数量及び活用方法の提案
- e 円滑な授業進行が可能な安定した通信環境の提案
- f セキュリティ対策の提案妥当性
- g 研修・ヘルプデスク・支援等の充実度
- h 紛失時の対応の充実度
- i 国が示す1台45,000円端末との比較及びその提案の妥当性
- j 将来の家庭学習や遠隔授業等への利活用を踏まえた提案の妥当性
- k 次年度以降のタブレット端末の導入計画の妥当性
- l 業務実施体制及び令和2年度導入スケジュールの妥当性

m 事業者及び担当者の類似業務の実績

(イ) プレゼンテーション審査

a 文部科学省策定「GIGAスクール構想」，調布市立小学校のICT教育の現状・調布市セキュリティポリシー等を踏まえた業務内容の理解度

b プレゼンテーション全体のわかりやすさ

c セキュリティの安全性，通信環境の安定性

d 授業サポート体制・ヘルプデスク等の充実度

e デモンストレーション（以下の内容について確認します）

「1(2) 業務目的」に沿ったデモンストレーションを実施すること。教員及び児童の目線に立ったタブレット端末及び学習支援ソフト等の操作について実践し，実践的な授業での活用策に展開すること。

f 総合評価

プロジェクト推進への工夫，追加提案を含めた総合評価

(ウ) プレゼンテーション審査に関する提出資料及び場所・時間等の詳細については，メールにて審査対象となった事業者に通知する。

エ 選定

(ア) 各委員は，評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。

(イ) (ア)により，複数の参加事業者において評価得点が高点の場合，各委員は総合的な評価により，当該参加事業者の順位を定めるものとする。

(ウ) (ア)又は(イ)により，委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお，複数の参加事業者において，第1位の順位獲得数が同数の場合には，委員長の決するところによる。

(エ) 複数の事業者から応募があった場合は，第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。

(オ) 候補製品の選定後，当該候補製品の提案事業者が辞退又は失格と

なったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を調布市長に報告する。

カ 候補者の決定

調布市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

キ 選定結果の通知

(ア) 審査を行った全参加事業者に対し、令和2年6月4日（木）に選定結果を書面及びメールで通知（発送）する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった参加事業者は、審査結果について、令和2年6月10日（水）正午までにメールで説明を求めることができるものとする。

7 日程（予定）

日程	事項
令和2年4月30日(木)	実施要領<募集内容, 募集方法等>の確定（審査委員会）
5月1日(金)	公告開始日
5月1日(金)	応募方法・参加資格・企画提案に関する質疑受付開始日
5月11日(月)正午	応募方法・参加資格に関する質疑受付締切日
5月12日(火)	応募方法・参加資格に関する質疑回答締切日
5月1日(金)	参加申込み開始日
5月18日(月)正午	参加申込み締切日
5月19日(火)	参加資格審査結果通知日
5月19日(火)	参加資格審査結果に対する質疑受付開始日
5月21日(木)正午	参加資格審査結果に対する質疑受付締切日
5月22日(金)	参加資格審査結果に対する質疑回答締切日
4月30日(木)	企画提案に関する質疑受付開始日
5月18日(月)正午	企画提案に関する質疑受付締切日
5月22日(金)	企画提案に関する質疑回答締切日
5月12日(火)	企画提案書の受付開始日
5月27日(水)正午	企画提案書の受付締切日
5月27日(水)～ 6月3日(水)	企画提案書の審査

6月3日(水)	プレゼンテーション審査日(審査委員会)
6月4日(木)	最終選定結果の通知日
6月4日(木)	最終選定結果に対する質疑受付開始日
6月10日(水)正午	最終選定結果に対する質疑受付締切日
6月12日(金)	最終選定結果に対する質疑回答締切日

## 8 情報公開及び提供

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、調布市情報公開条例第7条第2号及び第3号の規定により、個人に関する情報及び事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより事業者などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

### (2) 情報提供の内容及び方法

本件プロポーザルの募集内容、選定結果について、ホームページ等により、適宜、市民に情報提供する。ただし、候補順位が2位以下の事業者及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

### (3) 異議申立て及び回答

応募事業者からの異議申立ての期限及び異議申立てに対する回答の期限は、次のとおりとする。

#### ア 参加資格審査結果

##### (ア) 異議申立期限

令和2年5月21日(木)正午

##### (イ) 異議申立回答期日

令和2年6月10日(水)正午

#### イ 審査結果

##### (ア) 異議申立期限

令和2年6月10日(水)正午

##### (イ) 異議申立回答期日

令和2年6月12日（金）

## 9 その他

- (1) 1事業者が提案できる提案の数は、1提案とする。
- (2) 提出書類については、原則、提出後に追加・変更をすることを認めない。
- (3) 事業者から提出された書類等は、返却しないものとする。
- (4) 応募等に際して要する全ての費用は、事業者の負担とする。
- (5) 本業務は、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを条件とする。予算確保ができなかった場合は、本業務は実施しないものとする。
- (6) 本件は、システムの導入に係る製品を選定するものであり、機器の設定など詳細については、候補製品決定後、双方協議のうえ、要件・提案内容を加味し定めるものとする。
- (7) 次に掲げる事項に該当する場合は、本件への参加を無効とし失格とする。
  - ア 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
  - イ 前記4に記載の参加資格を有していないことが判明した場合又は参加資格を有しなくなった場合
  - ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入・押印がない場合も含む。）
  - エ 提出した書類に虚偽の記載があった場合
  - オ 書類等の提出、回答、報告等、当市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
  - カ 見積額が見積上限額を超える場合
  - キ 見積書の額と内訳書の額が一致しない場合
  - ク 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき再生手続等を行っている場合
  - ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合

コ 談合その他の不正行為等，審査の透明性・公正性を害する行為があったと認められる場合

サ その他公正かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(9) 応募・参加に際して要した費用は，全て応募・参加事業者の負担とする。

(10) 本プロポーザルは，優れた提案をした事業者を選定するものであり，契約の締結を担保するものではない。

(11) 本プロポーザル後，調布市と選定された事業者双方協議のうえ業務の詳細を定める仕様書を作成する。

## 10 問い合わせ先

調布市教育部指導室指導係 担当 栗原・佐藤

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 教育会館4階

電話：042-481-7480（直通） F A X：042-481-6466

メールアドレス：sidou@w2.city.chofu.tokyo.jp